

平成20年1月16日
経 済 産 業 省

群馬県における火災事故について

1月11日（金）、群馬県において、ガスストーブ（ガスファンヒーター）付近から出火し、ガスストーブとゴム管及び床の一部を焼損した事故（人損なし）が発生した旨の報告がありました。

※最近、ガス機器やガス栓に合わない接続具をお使いになったことによる出火等の事故が増えています。ご注意ください。

1. 事故の概要

1月11日（金）、ガス事業法第46条に基づき、東京ガス(株)から関東東北産業保安監督部に対し、群馬県において、ガスストーブ（ガスファンヒーター）付近から出火し、ガスストーブとゴム管及び床の一部を焼損した事故（人損なし）が発生した旨の報告がありました。

なお、同様の情報を本日、原子力安全・保安院のホームページに掲載しますので併せてお知らせします。

[掲載箇所]

http://www.nisa.meti.go.jp/9_citygas/gas_accident.htm

[掲載内容]

事業形態： 一般ガス事業者

ガス種： 13A

事故発生日： 平成20年1月11日（金） 17時40分頃

事故発生場所： 群馬県 一般住宅

被害状況： 人損なし

事故概要： ガスストーブ（ガスファンヒーター）とゴム管の接続部付近から出火し、ガスストーブとゴム管及び床の一部を焼損した。ガス事業者が確認したところ、ガスストーブとゴム管の接続部が激しく焼損していることから、接続部から漏れ出したと見られるガスにガスストーブの火が引火し焼損したものと推定される。当該機器に使用すべき迅速継ぎ手付きのゴム管は使われていなかった。詳細調査中。

